

施設型給付費の請求について

施設型給付費については、下表のとおり加算・調整項目等の設定を予定しておりますので、子ども・子育て支援法施行規則第29条第1項の規定による確認申請において本書類を提出いたします。

1 施設・事業所名称	
2 施設・事業所類型	
3 利用定員	
(1) 3号（0歳）	
(2) 3号（1・2歳）	
(3) 2号（3歳）	
(4) 2号（4・5歳）	
(5) 1号（3歳）	
(6) 1号（4・5歳）	
4 地域区分	3／100 地域
5 加算・調整項目【1号認定子ども】（適用・非適用を選択）	
(1) 処遇改善等加算Ⅰ	
(2) 副園長・教頭配置加算	
(3) 学級編成調整加配加算	
(4) 3歳児配置改善加算	
(5) 満3歳児対応加配加算	
(6) 講師配置加算	
(7) チーム保育加配加算	
(8) 通園送迎加算	
(9) 給食実施加算	
(10) 外部監査費加算	
(11) 副食費徴収免除加算	
(12) 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施しない場合の調整	
(13) 年齢別配置基準を下回る場合の調整	
(14) 配置基準上求められる職員資格を有しない場合の調整	非適用
(15) 療育支援加算	
(16) 事務職員配置加算	
(17) 指導充実加配加算	
(18) 事務負担対応加配加算	
(19) 処遇改善等加算Ⅱ	
(20) 冷暖房費加算	適用
(21) 施設関係者評価加算	
(22) 施設機能強化推進費加算	

(23) 小学校接続加算	
(24) 第三者評価受審加算	
6 加算・調整項目【2・3号認定子ども】（適用・非適用を選択）	
(25) 処遇改善等加算Ⅰ	
(26) 3歳児配置改善加算	
(27) 休日保育加算	
(28) 夜間保育加算	非適用
(29) 減価償却費加算	
(30) 貸借料加算	
(31) 外部監査費加算	
(32) 副食費徴収免除加算	適用
(33) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合の調整（幼保連携型）	
(34) 分園による調整（幼保連携型及び保育所型）	
(35) 土曜日閉所による調整	
(36) 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施しない場合の調整	
(37) 年齢別配置基準を下回る場合の調整	
(38) 配置基準上求められる職員資格を有しない場合の調整	非適用
(39) 療育支援加算	
(40) 処遇改善等加算Ⅱ	
(41) 冷暖房費加算	適用
(42) 施設関係者評価加算	
(43) 高齢者等活躍促進加算	
(44) 施設機能強化推進費加算	
(45) 小学校接続加算	
(46) 栄養管理加算	
(47) 第三者評価受審加算	

【留意事項】

- 1 加算・調整項目は、提出日時点の見込みを記載すること。
- 2 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について
(平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)を参照の上記載すること